



神奈川県

KANAGAWA

麻薬診療施設の 開設者変更・移転・ 廃止時に 必要な諸手続き



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

麻薬を取扱う診療施設においては、開設者がかわる場合等、医療法等に基づく手続きの他に、麻薬及び向精神薬取締法等に基づく手続きが必要になる場合があります。診療施設の開設状況について変更があった際には、以下に示す事項の他、必要な手続きについてご確認いただくようお願いします。

診療施設の開設者がかわる場合



該当するケース

- ▶ 開設者が、個人→法人(法人→個人)、法人A→法人B、個人A→個人Bに変更するとき

必要な手続き

- ▶ 麻薬管理者免許・旧免許の業務廃止届(事由発生後15日以内)＋新規申請(事前^{*1})
- ▶ 麻薬施用者免許・診療施設の名称が変更になる場合、免許証記載事項変更届(変更後15日以内)
- ▶ 麻薬の移動……麻薬所有届^{*2}(事由発生後15日以内)＋麻薬譲渡届^{*3}(譲渡後15日以内)

※1 開設者変更の3週間前までに申請してください。

※2 旧開設者が提出してください。なお、麻薬の所有がない場合も提出が必要です。

※3 旧開設者が提出してください。なお、譲渡は事由発生後50日以内に行い、譲渡しない場合は、廃棄手続きが必要です。

診療施設を移転する場合

該当するケース

- ▶ 診療施設を県内の別の場所に移すとき

※県外に移転する場合は、当県における麻薬診療施設の廃止手続き(裏面参照)をしたうえで、移転先の都道府県において新たに手続きを行ってください。



必要な手続き

- ▶ 麻薬管理者免許・旧免許の業務廃止届(事由発生後15日以内)＋新規申請(事前^{*4})
- ▶ 麻薬施用者免許・免許証記載事項変更届(移転後15日以内)
- ▶ 麻薬の移動……麻薬所有届^{*5}(事由発生後15日以内)＋麻薬譲渡届^{*6}(譲渡後15日以内)

※4 移転の3週間前までに申請してください。

※5 移転前の開設者として提出してください。なお、麻薬の所有がない場合も提出が必要です。

※6 移転前の開設者として提出してください。なお、譲渡は事由発生後50日以内に行い、譲渡しない場合は、廃棄手続きが必要です。

診療施設を廃止する場合

該当するケース

- ▶ 診療施設を閉院するとき ▶ 麻薬施用者がいなくなるとき^{※7}
- ▶ 診療施設を県外に移すとき

必要な手続き

- ▶ 麻薬管理者免許・業務廃止届(廃止後15日以内)
- ▶ 麻薬施用者免許・診療施設の廃止に伴い、県内での麻薬に関する業務を廃止する場合は、業務廃止届を提出してください。(廃止後15日以内)
- ▶ 麻薬の移動……麻薬所有届^{※8}(廃止後15日以内) + 麻薬譲渡届^{※9}(譲渡後15日以内)

※7 従たる業務所として勤務している施用者を含む。

※8 麻薬の所有がない場合も提出してください。

※9 譲渡は事由発生後50日以内に行ってください。譲渡先は、原則として県内に限ります。譲渡しない場合は、廃棄手続きが必要です。



(参考) 診療施設の麻薬施用者が2名以上に増える場合

該当するケース

- ▶ 診療施設に新たに麻薬施用者が入職・異動して麻薬施用者が2名以上^{※10}になるとき

必要な手続き

- ▶ 麻薬管理者の設置が必要になりますので、麻薬管理者免許の新規申請(事前^{※11})を行ってください。

※10 従たる業務所として勤務している施用者を含む。

※11 2人目の麻薬施用者入職・異動の3週間前までに申請してください。



問合せ先

県薬務課HP



診療施設等の所在地	所属名	連絡先電話番号
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	県薬務課 薬物対策グループ	045-210-4964 045-210-4972
平塚市、大磯町、二宮町	平塚保健福祉事務所 環境衛生課	0463-32-0130
秦野市、伊勢原市	平塚保健福祉事務所秦野センター 環境衛生課	0463-82-1428
鎌倉市、逗子市、葉山町	鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課	0467-24-3900
三浦市	鎌倉保健福祉事務所三崎センター 生活衛生課	046-882-6811
小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町	小田原保健福祉事務所 環境衛生課	0465-32-8000
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	小田原保健福祉事務所足柄上センター 生活衛生課	0465-83-5111
厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村	厚木保健福祉事務所 環境衛生課	046-224-1111
大和市、綾瀬市	厚木保健福祉事務所大和センター 環境衛生課	046-261-2948